

地域子ども・子育て支援事業事業者募集要項に関する質問及び回答書

放課後児童健全育成事業

	質問	回答
設置基準	県担当者に相談したところ、旧園舎を利用するには現在の建築基準を満たす必要があり、「建物を200平方メートル以内におさめないといけない」「改めて耐震検査が必要である」と助言いただいた。そのため古い建物の一部を取り崩し、R9年度から南側園舎を利用し学童保育（小学1・2年生対象）をスタートしたい。なお、R8年度中には旧園舎を解体し、さっそく新園舎を建て、R10年4月新園舎開所を目指していきたい。このような運営は可能か。	お見込みのとおり運営は可能です。
利用者負担額等	●月額10,000円 <内訳> ・水道光熱費 ・教材代 ・おやつ代 ・保険料（利用中の怪我に対する保険） 利用料について上記で良いかどうか。	利用者負担額は事業者が設定し、徴収することになっていますので、事業者が定めた金額で構いません。

地域子育て支援拠点事業

	質問	回答
事業開始日、事業実施期間	現在、当法人では「地域子育て支援拠点事業」の実施に向けて事業計画を検討しております。 一方で、現在の加美町における子育て支援の動向や、法人としての準備状況、職員体制等を総合的に勘案し、事業開始時期については令和9年4月ではなく、令和10年4月からの開始も視野に入れております。 そこで、募集要項に記載されている「令和9年4月1日から令和12年3月31日までの3年間」について、以下の点をご教示いただけますでしょうか。 ・この期間は、令和9年4月1日からの事業実施を前提とした募集となっているのでしょうか。 ・それとも、令和10年4月から事業を開始する形での応募・実施は可能でしょうか。 ・仮に令和10年4月から事業を開始する場合、実施期間は令和12年3月31日までとなるのか、それとも開始日から3年間となるのかについても併せてご教示いただけますと幸いです。	・お見込みのとおりです。令和9年4月1日に事業開始することが応募要件となります。 ・令和10年4月から事業実施する場合は応募の対象外となります。 ・今回の募集は令和9年4月1日から令和12年3月末日の3年間となります。